

## 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「定款」という。）の一部変更（平成28年11月24日認可）附則第2項の規定に基づき、変更後の定款第10条の2第2項に規定する学長選考会議とみなされる理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う同条第3項の規定による兵庫県立大学の最初の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選考の時期)

**第2条** 選考会議は、学長の任期開始の日前60日までに学長の選考を行うよう努めるものとする。

### (選考開始の公示)

**第3条** 選考会議は、学長の選考手続を開始するときは、選考日程その他学長の選考に関し必要な事項について公示する。

### (学長候補者の資格)

**第4条** 学長候補者（以下「候補者」という。）は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者であつて、選考会議が別に定める基準を満たすものとして次条の規定により推薦のあつた者とする。

### (候補者の推薦)

**第5条** 候補者の推薦は、次の各号に定めるところにより行うことができるものとする。

(1) 理事長、副理事長、理事（第3号に該当する者を除く。）、副学長（法人の役員である者を除く。）、教員（公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第25号）第2条に規定する教員のうち第3条第1項又は第2項に規定する者に限る。以下同じ。）及び職員（公立大学法人兵庫県立大学組織規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「組織規程」という。）第10条の表に掲げる室長以上の職にある者及び第15条の規定により置く局長代行の職にある者に限る。）

30人以上の連署による推薦

(2) 教育研究審議会委員5人以上の連署による推薦

(3) 経営審議会委員（定款第17条第2項第3号の理事長が指名する理事のうち定款第11条第4項に定める者及び定款第17条第2項第5号に掲げる者に限る。）3人以上の連署による推薦

2 前項第1号の連署には、教員が所属する組織で組織規程第4条から第8条までに規定する機構、学部、研究科、附置研究所及び教育研究施設のうち、3以上の組織の教員の署名が含まなければならない。

3 第1項第2号の連署には、定款第19条第2項第5号に掲げる者3人以上の署名が含まなければならない。

4 第1項の規定により候補者の推薦に加わる者は、該当するいずれか一の号に定める推薦

区分において、1人の候補者に限り推薦のための署名を行うことができる。

- 5 第1項の規定にかかわらず、選考会議委員は、同項各号に定める候補者の推薦に加わる  
ことができない。
- 6 選考会議が第1項の規定により推薦のあった者以外に候補者を加えることが適当と認め  
る場合には、選考会議委員は、各委員につき1人に限り、第1項の規定により推薦された  
者以外の候補者を推薦することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推薦に必要な事項は、別に定める。

#### (候補者による所信等の提出)

- 第6条** 選考会議は、前条の規定により推薦のあった候補者に対し、学長となること  
の意思を確認し、意思がある場合には、別に定めるところにより所信その他選考に必要な書類の  
提出を求める。
- 2 前項の意思確認の結果、学長となる意思がない者は、候補者から除外する。

#### (書類審査及び面接の実施)

- 第7条** 選考会議は、選考のため、書類審査及び候補者に対する面接を実施する。

#### (学長予定者の選考)

- 第8条** 選考会議は、前条の書類審査、面接の結果等を総合的に勘案し、候補者の中から学  
長予定者1人を選考する。

#### (再選考)

- 第9条** 学長予定者が学長就任の辞退を申し出たときは、選考会議は、この規程に基づき、  
改めて学長の選考を行う。

#### (学長予定者の報告及び公表)

- 第10条** 選考会議は、第8条及び第9条の規定により学長予定者を選考したときは、速やか  
にその旨を理事長又はその職務を代理する法人の副理事長若しくは理事に報告するととも  
に公表するものとする。

#### (補則)

- 第11条** この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定  
める。

#### 附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。